解散公告

当社は、平成二十三年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月一日

沖縄県那覇市久米二丁目四番一四号

アウン沖縄ラボラトリーズ株式会社

代表清算人　信太　明

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年二月十日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月一日

石川県能美市山口町ハニ九番地一

根上町小松インター西山口地区土地区画整理組合

清算人代表　安戸　博

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年二月十五日開催の臨時総会の決議により、平成二十二年二月二十八日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月一日

愛知県豊田市若宮町一丁目八番地四

豊田喜多町ビル協同組合

清算人　石川　康郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月二十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月一日

静岡県御殿場市塚原八五九番地の二

社団法人塚原公栄会

清算人　梶本　行紀

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月一日

大阪市天王寺区上本町二丁目一番二二号大阪府医師会館内

社団法人大阪保健衛生会館建設事業団

代表清算人　伯井　俊明

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年二月三日広島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月一日

広島県三原市港町三丁目五番一号

三原市土地開発公社

清算人　安井　清司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月一日

静岡県焼津市中港二丁目六番一三号

財団法人静岡県かつお・まぐろ漁船海難救済基金協会　代表清算人　西川　徳市

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上川郡東川町西二号北三番地、最後の住所北海道上川郡東川町東町四丁目一一番五号　被相続人　亡　堀井　武司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月一日

北海道旭川市豊岡四条一丁目二番二一号

相続財産管理人司法書士　野嶋壯一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字向三五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　木村　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月一日

宮城県石巻市穀町一二番一八号石巻駅前ビル二階いしのまき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　前田　拓馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市窪田町窪田一七八五番地、最後の住所山形県米沢市中田町七九五番地の一二　被相続人　亡　齋藤日出雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月一日

山形県米沢市中央四丁目一番一〇号イマムラビル三階

相続財産管理人　弁護士　木本　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区代々木四丁目一九番地、最後の住所東京都世田谷区三軒茶屋二丁目五六番七―一六一一号　被相続人　亡　伊藤　幹男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月一日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区本牧原一〇〇六番地の一、最後の住所不明、不動産登記簿上の住所横浜市中区本牧原一〇〇六番地の一　被相続人　亡　清水　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月一日

横浜市中区日本大通一八　KRCビル九階

相続財産管理人　髙岡　香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県美方郡新温泉町歌長一六九八番地、最後の住所京都市中京区西ノ京栂尾町一番地九　ファミール二条ステーションサイド二〇三号　被相続人　亡　阪本　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月一日

京都市中京区烏丸通丸太町下ル東側オクムラビル三階　渡辺・玉村法律事務所

相続財産管理人　玉村　匡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市宮ノ前三丁目一一番地、最後の住所岡山県倉敷市中庄二三二八番地九　被相続人　亡　土取　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月一日

事務所大阪市西区江戸堀一丁目一八番三五号肥後橋ＩＰビル八〇四号

相続財産管理人　山元　眞士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市西岩田三丁目三番、最後の住所神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目二四番八―二〇五号　被相続人　亡　伊藤　和典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月一日

大阪市北区中之島二丁目二番二号大阪中之島ビル四階

相続財産管理人弁護士　宇田　隆史